

まなびフェスタ浦添2013

遊ぼうよ 学ぼうよ みんなで広げる生涯学習



問い合わせ

生涯学習振興課

☎876-1234 (内線6061)



2月15日(金)～17日(日)の3日間、浦添市てだこホールを主会場にまなびフェスタ浦添2013が開催されました。

開催期間中は舞台発表のほか、展示発表など多くのイベントが開催され多くの市民が訪れました。

様々なイベントを通して、児童をはじめ幅広い世代の方が生涯学習に触れる機会となりました。

▲社会教育学級生大会

市民交流室で行われた発表では、13学級が1年間の学習成果を、パネルや寸劇、踊りなど様々なスタイルで発表しました。



▲市民大学フェスティバル
「なまからまなびナビ」



▲学童保育まなびフェスタ（「学童の1日」を演じた子ども達）



▲教育委員会表彰式



▲木育積み木の広場
(沖縄グッド・トイ委員会)



▲いっしょにECO体験
(花王)



▲放課後子ども教室（舞台発表、パネル展・手作り作品展）

てだこホール小ホールで行われた舞台発表では、エイサーやダンス、三線、琉舞など日頃の活動の成果を披露しました。また、多目的室ではパネル展・手作り作品展や、葉っぱで風車作りの体験コーナーが設けられ、多くの来場者でにぎわいました。

◀市立幼稚園こどもフェスティバル

市内幼稚園から多くの幼稚園児たちが参加し、練習してきた歌やダンスを元気いっぱい披露しました。一生懸命発表する園児の姿に来場者は自然と笑みをこぼしていました。



国民年金保険料 学生納付特例制度

～猶予申請受付を4月1日(月)から開始します～

日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。

しかし、収入がないなどの理由で保険料を納めることが難しい学生には、申請により保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる「学生納付特例制度」が設けられています。

対象者

大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校および職業能力開発校などの夜間部・定時制課程・通信制課程に在学する学生。

審査基準

①本人の平成25年度の所得額。（所得の目安 118万円＋扶養親族の数×38万円＋社会保険料控除額等）
②災害・失業・事業の廃止等。
以上の点を日本年金機構が審査し、承認、却下が決定されます。
なお、免除申請する際は、前年の所得の有無を確認しますので所得がある方は申告が必要となります。また、失

業されている場合は、所得の基準額より失業した人の所得が上回っているとき雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等が必要です。

猶予申請に必要な書類

①学生である身分が証明できるもの
学生証または平成25年4月1日以降に発行された在学証明書のいずれかが必要です。

②前年に所得がある方で、平成25年1月1日現在の住民登録が他市町村の場合は、所得課税証明書（扶養状況が記入されているもの）を提出してください。

学生納付特例申請は、毎年申請が必要です。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

日本年金機構ホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/>)
でもご案内しています。

学生納付特例期間の

年金はどうなるの？

	納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間	○ 期間に入ります	○ 期間に入ります	× 期間に入りません
老齢基礎年金	○ 期間に入ります	○ 期間に入ります	× 期間に入りません
	○ 反映されます	× 反映されません	× 反映されません

○障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには、一定の受給要件があります。
○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金受給期間に算入されますが、年金額には反映されません。
○そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

「納付」と「学生納付特例」と「未納」は、このように違います。



問い合わせ

市民課 国民年金係 ☎876-1234 (内線3111～3116)